

平成 26 年度 部長マニフェスト（評価及び検証）

## まちづくりデザイン部 部長マニフェスト（評価及び検証）

重点課題 ①

自己評価

災害に強い街の構築

達成

★何を目指すのか、目指すべき方向は？

（評価日）平成26年12月31日

### 戦略課題の目標

将来発生が予測される巨大地震や、大規模火災から市民の生命財産を守るため、広報活動を通じた市民への啓発や、建築上の規制強化による被害の減少を目指します。

### セルフレビュー（自己点検）

災害に強い街の構築として火災による被害を減少させるため、市街化区域全体を準防火地域に指定し、延焼による火災被害を軽減します。また、準防火地域に指定することにより避難時間及び経路、消火活動の時間及び経路を確保し火災被害を軽減するなど建物の防火性能向上の事業効果が考えられます。

## ★その実現に向けて、今年度は何をするのか？

## 施策推進上の目標

地震に対する住宅の耐震性能の向上のため、耐震診断や耐震改修を行う方に対して補助金を提供し、地震発生時の建物の被害の減少を目指します。

また、広域緊急交通路についても、沿道建築物に対し、補助制度を活用した耐震診断及び改修工事の適正な指導を行い、災害時の応急活動を実施するための機能を確保します。

さらに、火災による被害を減少させるため、本年度中に、市街化区域全体を準防火地域に指定いたします。

## 取組結果・実施状況

耐震診断の補助金は木造 45,000 円／戸、非木造 25,000 円／戸の補助と前年度同様ですが、木造住宅の耐震改修は本年度 4 月より所有者自らが居住する場合、400,000 円／戸から 700,000 円／戸（世帯所得により 600,000 円／戸から 900,000 円／戸）と 300,000 円／戸増額しており、本年度実施件数は耐震診断 25 戸でございます。

次に広域緊急道路は府との現地調査等により、耐震診断義務化の該当建築物を整理中ではありますが、6 件程度が該当すると思われ府より随時所有者に対し、説明を行っているところです。本年度目標は実態調査の把握であり調査は全て完了しておりますので達成率は 100%であります。

また準防火地域指定に関しては、平成 26 年 8 月 19 日に都市計画審議会の委員への報告、平成 26 年 10 月 17 日、19 日に市民説明会を行いました。平成 27 年 1 月 23 日に都市計画審議会を行い、準防火地域指定を決定し今年 10 月 1 日から施行する予定でございます。

★その取組により、何をどのような状態にするのか？

### アウトプット

耐震診断及び耐震改修を市民に周知する為、地域の回覧板や市広報誌でのお知らせ、防災イベント会場での防災グッズ配布、さらには民間協力団体と協力した広報活動を行い、市民の耐震へ意識の向上を目指します。

建物の防火性能向上のため、本年度中に開催予定の都市計画審議会の議決を経て、市街化区域全体の準防火地域の指定を実現する。

### 取組結果・実施状況

耐震診断及び耐震改修の啓発活動として市広報誌に6月、9月に掲載し、4月より市公共施設に掲示を行い市民の皆様の目に付くよう、啓発活動に積極的に取り組んでいます。

準防火地域の指定については、平成27年1月23日に予定の都市計画審議会の議決を経て実現していきたいと考えております。

★その取組により、何をどのような状態にするのか？

### アウトカム

地震発生時の倒壊建物の減少と、火災発生時に焼失する建物の減少を通して、市民の生命と財産を守ります。

### 取組結果・実施状況

耐震に関する取り組みにつきましては、より一層の啓発活動を行い、木造住宅の耐震化に努めてまいります。

次に、平成27年1月23日開催予定の都市計画審議会によって準防火地域を決定し、同年10月から施行することにより火災時の災害に対応することが可能となります。

(評価日) 平成27年1月31日

市長評価

(B) 奨励 : 頑張って目標を達成し、満足できる結果である。さらなる向上を目指してもらいたい。

市長のコメント

- ・ 建築確認によるチェックは厳正に行うこと。
- ・ 公共施設のバリアフリー化100%を目指すこと。

(作成日) 平成27年2月27日

行政評価委員会のコメント

- ・ 柏原市の将来像を描いたランドデザインを設計し、「住んでみたいまち・住みつづけたいまち」の実現に向けた取組を実施してもらいたい。
- ・ まちづくりデザイン部がイニシアチブを取り、関係部局を取りまとめ、災害に強い街づくりを構築すれば市民も安心できる。

(作成日) 平成27年3月27日

### 今後の取組の方向性など

災害に強い街を造るという観点から、市内の住宅に対する耐震診断及び耐震改修を促進し、地震による被害の縮減を目指します。

さらに防災の中の重要な部分を占める防火という観点から、市街化区域に対する準防火地域の指定を平成27年10月1日より施行し、市全体の防火性能を高めます。

近年高い確率で発生が予想される「南海・東南海地震」の防災対策として、広域緊急交通路の整備を府と協力して行い、災害時の避難や救援物資の輸送が、スムーズに行えることを目指します。